

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。